

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アンティグア・ バーブーダ	バーブーダ島零細漁業施設整備 計画のための贈与に関する日本 国政府とアンティグア・バーブ ーダ政府との交換公文	バーブーダ島零細漁業施設整備計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入	1,328,000千円 H25. 6.30まで	H21. 6. 3 セントジ ョンズで (同日)	日本側 岩田達明在アンテ ィグア・バーブーダ大使 アンティグア・バーブー ーダ側 ヒルソン・バブテイス ト農薬・国土・住宅・環 境大臣	H21. 6.22 333号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。